

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)	
地域名 (地域内農業集落名)	岡田地区 (久田美)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 28日 (第 1 回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

当地区は府道沿いに面したほ場整備及び嵩上げ等の整備済みの農地（里・真壁地区）と、中山間地の農地（池田地区）とに分かれる。有害鳥獣対策については獣害フェンスと電気柵を張り巡らして対応している。
課題としては営農組合の構成員の高年齢化が進み後継者の無い耕作者の増加と離農並びに作業受委託（営農組合）の機械・施設の経年劣化とオペレーター員の不足が深刻化してきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

今後も久田美営農組合を中心に作業受託を行っていくが、人員不足のため、地区外からの規模拡大を希望する担い手へ集約を進めたい。また、インフラの整備・点検を行い、現在の問題点等をチェックする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

※

農地中間管理機構を利用して久田美営農組合や経営規模拡大農家への集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

※

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、久田美営農組合や経営規模拡大農家に段階的に集約を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

※

ほ場整備済み。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

久田美営農組合への参加を呼びかけ新たなオペレーターを育成する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、柵やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦多面的・中山間直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。